

阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 協議等(第8条～第15条)
- 第3章 届出等(第16条・第17条)
- 第4章 維持管理(第18条～第23条)
- 第5章 監督(第24条～第27条)
- 第6章 補則(第28条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し、災害の防止、生活環境並びに豊かな自然環境の保全及び良好な景観の形成を図るために必要な事項を定めることにより、町民の安全及び安心を確保しながら再生可能エネルギー事業と共存することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 造成 木竹の伐採及び土地の形質の変更を行うことをいう。この場合において、土地の形の変更とは、その土地に切土、盛土等を行うことをいい、土地の質の変更とは、その土地の現状を宅地又は雑種地にすることをいう。
- (3) 設置事業 太陽光発電設備を設置(増設及び改修を含む。)する事業又は太陽光発電設備の設置を目的とする土地の造成を行う事業をいう。
- (4) 運営事業 太陽光発電設備の完成後、発電を行う事業をいう。
- (5) 設置者 設置事業を行う者をいう。
- (6) 工事施工者 設置事業に関する工事を請け負った者及び請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (7) 土地管理者 事業区域に係る土地の所有者又は占有者若しくは管理者をいう。
- (8) 設置関係者 設置者、工事施工者又は土地管理者をいう。
- (9) 運営者 運営事業を行う者をいう。

- (10) 設備管理者 太陽光発電設備の保守点検を行う者又は太陽光発電設備の所有者若しくは管理者をいう。
- (11) 運営関係者 運営者、設備管理者をいう。
- (12) 事業区域 設置事業及び運営事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に設置事業を行う土地を含む。）をいう。
- (13) 区長 事業区域の一部又は全部が所在する区域に係る阿見町行政区規則(昭和53年阿見町規則第4号)第4条第1項に規定する区長をいう。
- (14) 隣接住民 事業区域に隣接する敷地の建築物の使用人及び所有者並びに土地の所有者をいう。
- (15) 周辺住民 事業区域の境界から水平距離300メートル以内に所在する建築物の使用人及び所有者並びに土地の所有者をいう。
- (16) 地元関係者 区長、隣接住民及び周辺住民をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備について適用する。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的の達成のために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

(設置者及び運営者の責務)

第5条 設置者及び運営者は、設置事業及び運営事業の実施にあたり、関係法令、この条例及び関係ガイドラインを遵守し、町における災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境並びに豊かな自然環境の保全に十分配慮するとともに、地元関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 設置者及び運営者は、設置事業及び運営事業の実施に伴い事故等が発生した場合又は地元関係者と紛争が生じた場合は、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(地元関係者の責務)

第6条 地元関係者は、第1条の目的の達成のために実施される町の施策及びこの条例に定める協議、説明会、その他の手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 町長は、事業区域内に規則で別に定める区域その他当該区域に準ずる区域として次に掲げる要件に該当する区域を含むと認めたときは、当該区域において設置事業を行わないよう協力を求めることができる。

- (1) 自然と融和した環境を保ち、地域における農林業の健全な発展を図る上で貴重な資源として認められる農地、山林等であること。
- (2) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがあること。

- (3) 学術上重要な文化財が存在し、又は埋蔵され、その文化財を中心とした歴史的又は郷土的特色を有していること。
- (4) 町を象徴する魅力ある景観を保護する必要があること。
- (5) その他太陽光発電設備の設置等により、第1条の目的の達成の妨げとなるおそれがあること。

第2章 協議等

(事前協議)

第8条 第3条に規定する適用範囲の太陽光発電設備を設置する設置者又は前条の規定による抑制区域が含まれる場所に設置する設置者(以下「対象設置者」という。)は、第12条の協議を行う前に、あらかじめ町長に事業実施に係る事前の協議(以下「事前協議」という。)の届出を行い、事前協議をしなければならない。

- 2 町長は、対象設置者が事前協議をしないとき又は事前協議をする見込みがないと認めるときは、当該対象設置者に対し、事前協議を行うよう勧告することができる。
- 3 対象設置者は、第12条の協議を行う前に事前協議の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に再協議をしなければならない。
- 4 対象設置者は、第12条の協議を行う前に事前協議を取り下げるときは、書面により町長に届け出なければならない。

(関連法令等に関する調査)

第9条 対象設置者は、事前協議終了後、第12条の協議を行う前に設置事業に関連する関係法令及び条例等について調査し、手続の必要の有無及び許可等の見込みについて国、都道府県及び他の市区町村に確認しなければならない。

(設置事業の計画内容の説明)

第10条 対象設置者は、事前協議終了後、第12条の協議を行う前に、区長及び隣接住民に対し、設置事業に対する理解と合意形成を図るため、当該事業の計画内容等について説明しなければならない。

- 2 対象設置者は、前項の規定による説明後、規則で定める範囲(設置事業と同時に、FIT法第9条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受ける場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第4条の2の3第2項第1号に定める範囲をいう。)の周辺住民に対する説明会を速やかに開催し、設置事業の計画内容等について説明しなければならない。
- 3 対象設置者は、前2項の規定に基づく説明及び説明会を実施したときは、規則で定めるところにより、その内容を町長に報告しなければならない。

(設置事業に関する標識の設置)

第11条 対象設置者は、実施協議の結果に応じて、設置事業の計画内容を地元関係者に周知するため、前条第1項の規定による説明を開始した日から工事完了の日まで、事業区域の見やすい場所に規則で定める基準を満たす標識を設置しなければならない。

(実施協議)

第12条 対象設置者は、設置事業に係る工事に着手しようとする日の60日前までに、町長に工事の着手に係る協議(以下「実施協議」という。)の届出を行い、協議をしなければならない。

- 2 町長は、対象設置者が実施協議をしない場合又は実施協議をする見込みがないと認めるときは、当該対象設置者に対し、実施協議を行うよう勧告することができる。
- 3 町長は、実施協議の内容がこの条例及び規則の規定に適合しない場合又は町の施策を実施する上で支障があると判断したときは、当該対象設置者に対し、設置事業計画の変更、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 4 対象設置者は、実施協議後、実施協議の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に再協議に関する届出を行い、再協議をしなければならない。
- 5 対象設置者は、実施協議を取り下げるときは、書面により町長に届け出なければならない。

(設置事業に係る遵守事項)

第13条 対象設置者及び工事施工者は、設置事業の造成ごとに規則で定める事項を遵守しなければならない。

- 2 対象設置者及び工事施工者は、町長から前項の規定による造成の内容について説明を求められたときは、誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 3 対象設置者及び工事施工者は、設置事業の施工に当たり、町長から実施協議の内容に基づく現地確認その他の要請を受けた場合は、適切な対策を講じなければならない。

(運営事業に係る遵守事項)

第14条 事前協議の対象となる太陽光発電設備の運営者は、運営事業の実施にあたり、規則で定める事項を遵守しなければならない。

- 2 前項の運営者は、町長から運営事業の内容について説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。
- 3 第1項の運営者は、運営事業の計画に関して、町長から適正な運営事業の実施に必要と認められる要請を受けた場合は、適切な対策を講じなければならない。

(協議終了通知書)

第15条 町長は、実施協議を終了したときは、対象設置者に対し、通知するものとする。

- 2 町長は、必要に応じて、前項の規定による通知に意見を付すことができる。
- 3 対象設置者は、通知を受けた後に設置事業を廃止する場合は、書面により町長に届け出なければならない。
- 4 対象設置者は、実施協議の内容(変更がある場合は変更内容を含む。)について、町から合意等を示す文書の作成の要望があった場合は、合意書等を作成し、締結するものとする。

第3章 届出等

(設置事業に係る工事着手の届出等)

第16条 対象設置者は、前条第1項の通知を受け、設置事業に係る工事に着手、中断、再開又は完了した場合は、その都度速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による工事の完了の届出があった場合は、現地確認を行うものとする。

3 町長は、前項の現地確認をした結果、実施協議の内容と相違等があった場合には、対象設置者に工事内容の説明を求めることができる。

4 対象設置者は、前項の説明を求められた場合には、誠意をもって説明し、安全対策その他の要望があったときは、適切な対策を講じなければならない。

(太陽光発電設備の所有者及び運営者の変更の届出)

第17条 運営関係者(太陽光発電設備の保守点検を行う者を除く。以下この条において同じ。)に変更があった場合は、変更前の運営関係者は、変更後30日以内に書面により町長に届け出なければならない。

第4章 維持管理

(太陽光発電設備等に関する維持管理義務)

第18条 運営者は、その太陽光発電設備及び事業区域が管理不全な状態とならないように、自らの責任において当該設備及び事業区域を適正に管理しなければならない。

(運営事業に関する標識の設置)

第19条 運営者は、運営事業の期間中、事業区域の出入口付近に、規則で定める基準を満たす標識を設置しなければならない。

(事業区域への侵入防止措置)

第20条 運営者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないよう周囲にフェンス等を設置し、侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

(異常発生時の対応)

第21条 運営者は、自然災害による被害及び管理対象設備等に異常が発生した場合は、速やかに現地を確認し、早急に対処するとともに、速やかに町に報告しなければならない。この場合において、運営者は、必要に応じて、対処の結果、再発防止策等について、地元関係者に周知するよう努めるものとする。

(運営事業廃止後の適正処分等)

第22条 運営者は、事業終了後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。この場合において、運営者は、処分終了後、規則で定めるところにより、速やかに町長に届出をしなければならない。

(管理不全の管理対象設備等への町の関与)

第23条 町長は、第19条から前条までの規定による適正な維持管理がされていない管理対象設備等による防災上の問題の解決及び事業区域外への被害防止のために、次章に定め

る必要な措置を講ずることができる。

第5章 監督

(立入調査等)

第24条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、設置関係者及び運営関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は町職員に事業区域内に立ち入らせ、設置事業及び運営事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする町職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第25条 町長は、設置関係者及び運営関係者に対して、第1条の目的の達成のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設置関係者及び運営関係者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) この条例の規定による協議、説明その他の手続きを行わなかったとき。

(2) この条例の規定による協議、説明その他の手続きを偽りその他不正の手段により行ったとき。

(3) 正当な理由なく第15条の通知を受ける前又は第16条若しくは第17条の規定による届出をする前に設置事業の工事に着手したとき。

(4) 第4章に規定する適正な維持管理等を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(5) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項に規定する立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による聴取に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(6) 前項の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第26条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた設置関係者及び運営関係者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者等の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに勧告内容の公表をすることができる。

2 町長は、前項の公表を行う場合は、あらかじめ設置関係者及び運営関係者に弁明の機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第27条 町長は、前条の公表後、公表内容及び公表の事実を国又は県へ報告することができる。

る。

第6章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月15日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に太陽光発電設備の工事に着手する設置事業及びこの条例の施行の際現に実施している運営事業について適用する。

(協議に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に太陽光発電設備に関する町長への協議が終了している場合には、第12条第1項の規定による協議が終了したものとみなす。